

# 龍ヶ崎市太陽光発電事業の自然環境等との調和と適正管理に関する条例 施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、龍ヶ崎市太陽光発電事業の自然環境等との調和と適正管理に関する条例（平成28年龍ヶ崎市条例第33号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(隣接する住民自治組織)

第3条 条例第2条第8号の規則で定める隣接する住民自治組織とは、その区域に事業区域を含む住民自治組織に隣接する住民自治組織のうち、次に掲げるいずれかの要件に該当する住民自治組織とする。ただし、市長が特に認める場合については、この限りでない。

(1) 事業区域の境界線から概ね300メートル以内の区域を含む住民自治組織

(2) 設置事業実施の際、工事及び資材搬入等に係る関係車両の事業区域への進入路となる道路を含む住民自治組織

(近隣関係者)

第4条 条例第2条第9号の近隣関係者は、次に掲げるものを含むものとする。

(1) 事業区域を含む土地に隣接する土地又は当該土地に所在する建築物の所有者及び居住者(以下「土地所有者等」という。)

(2) 道路及び水路等により事業区域を含む土地と直接には接しないが、当該事業区域を含む土地の境界線から当該土地までの距離が6メートル未満である土地の土地所有者等

(抑制区域)

第5条 条例第7条第1項に規定する抑制区域は、別表第1のとおりとする。

(事前確認の方法)

第6条 条例第9条の規則で定める市長の事前確認は、発電事業者が太陽光発電設備設置事業事前確認依頼書（様式第1号）を提出することにより行うものとする。

2 発電事業者が、法第9条第2項第7号に規定する説明会を開催するにあたり、「周辺地域の住民」の範囲について、資源エネルギー庁が策定した「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」第3章第1節③及び④の事前相談を行うときは、同ガイドラインの付録1自治体に対する相談の様式を、太陽光発

電設備設置事業事前確認依頼書に添付して行うものとする。

- 3 法施行規則第4条の2の3第2項第1号に規定する市長が必要と認める者は、第3条に規定する住民自治組織及び第4条に規定する近隣関係者とする。  
(届出及び協議の方法)

第7条 条例第10条第1項の規定による届出及び協議は、太陽光発電設備設置事業届出・協議書(様式第2号)に、次に掲げる書類等を添えて提出することにより行うものとする。

- (1) 事業計画書(様式第3号)
- (2) 位置図及び案内図
- (3) 事業区域内の土地の登記事項証明書
- (4) 事業区域内の土地の売買契約書その他の当該土地の使用の権原を有することを証する書類の写し(前号の登記事項証明書の最終権利者と発電事業者が異なる場合に限る。)
- (5) 事業区域等状況調書(様式第4号)
- (6) 事業区域の土地利用計画図(太陽光発電設備の施工図)
- (7) 該当住民自治組織への周知及び説明実施報告書(様式第5号)
- (8) 近隣関係者への周知及び説明実施報告書(様式第6号)
- (9) 近隣関係者に係る土地の公図の写し(地番、地目、近隣関係者の氏名等を明示したものに限り。)
- (10) 他法令等による許認可等を受けているときは、その許可書等の写し
- (11) その他市長が必要と認める書類等

2 条例第10条第2項の規定による変更の届出は、発電(設置)事業者変更届出書(様式第7号)を提出することにより行うものとする。

3 条例第10条第3項の規定による変更の届出は、太陽光発電設備設置事業変更届出・協議書(様式第8号)に、第1項各号に掲げる書類等のうち変更に係る書類等を添付して行うものとする。

4 前項の規定にかかわらず、条例第10条第3項の規定は、次条の規定による変更の内容が軽微なものには適用しない。

(事業内容等の軽微な変更)

第8条 条例第11条第3項及び第12条第3項の規則で定める変更の内容が軽微なものは、次に掲げるものとする。

- (1) 事業区域の面積及び太陽光発電設備施工面積の減少
- (2) その他市長が認めるもの

(標識の設置)

第9条 条例第13条に規定する標識は、太陽光発電設備設置計画のお知らせ(様式第9号)によるものとする。

(協議終了通知)

第10条 条例第14条の規定による協議が終了した旨の通知は、太陽光発電設備設置事業協議終了通知書(様式第10号)によるものとする。

(設置事業完了届)

第11条 条例第15条第1項の規定による設置事業が完了したときの届出は、太陽光発電設備設置事業完了届出書(様式第11号)によるものとする。

(適正な維持管理)

第12条 条例第16条に規定する規則で定める適正な維持管理は、別表第2のとおりとする。

(発電事業廃止等の届出)

第13条 条例第17条第1項の規定による届出は、太陽光発電事業廃止届出書(様式第12号)により行うものとする。

2 条例第17条第2項の規定による届出は、太陽光発電設備撤去完了届出書(様式第13号)により行うものとする。

(指導、助言及び勧告)

第14条 条例第18条第1項の規定による指導又は助言は、太陽光発電事業に係る指導・助言通知書(様式第14号)によるものとする。

2 条例第18条第2項の規定による勧告は、太陽光発電事業に係る勧告書(様式第15号)によるものとする。

3 条例第18条第3項の規定による報告は、太陽光発電事業に係る指導・助言・勧告に対する処理状況報告書(様式第16号)によるものとする。

(公表)

第15条 条例第19条第1項の規定による公表は、龍ヶ崎市公告式条例(昭和29年龍ヶ崎市条例第7号)に定める掲示場への掲示その他適当と認められる方法により行うものとする。

(意見を述べる機会の付与)

第16条 条例第19条第2項の規定による意見を述べる機会の付与は、意見を述べる機会の付与通知書(様式第17号)によるものとする。

2 発電事業者は、条例第19条第2項の規定により意見を述べようとするときは、公表に関する意見書(様式第18号)によるものとする。

(補則)

第17条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。